

(参考)

国の経済対策に関する補正予算に係る補助要件等

国事業名	実施要綱 該当ページ	メニュー名	支給対象	支給額	対象経費	補助率
分娩取扱施設支援事業・小児医療施設支援事業	P 7～9	分娩取扱施設	令和5年度における分娩取扱件数が、平成29年度から令和元年度の3年間における分娩取扱件数の平均を下回っている施設 ※周産期母子医療センターを除く	病院・診療所： 2,500千円/施設 助産所： 1,000千円/施設	人件費、材料費等運営に要する費用	定額
		小児医療施設	令和5年度における専ら15歳未満の小児の入院延べ患者数が、平成29年度から令和元年度の3年間における専ら15歳未満の小児の入院延べ患者数の平均を下回っている施設 ※小児救命救急センター、救命救急センターに限る	250千円/小児病床		
地域連携周産期支援事業 (産科施設)	P 11～13	施設整備	整備する産科医療機関については、以下の要件をすべて満たすもの又はこれに準じるものと都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めたもの。 ① 当該年度において妊産婦の健康診査を実施すること。 ② 当該年度において産後の健康診査及び産後ケアを実施することが望ましい。 ③ 当該年度において分娩を取り扱っていない、または分娩取扱の継続が困難であること。 ④ 各都道府県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が確保されること。 ※病院、診療所に限る	16,800千円/施設	産科医療施設の診療部門における新築、増築、改築、改修に要する工事費又は工事請負費	1/2
		設備整備		7,279千円/施設	妊婦健診を行う産科医療施設として必要な医療機器購入費	1/2